

阿賀野市条例第36号

阿賀野市印鑑条例の一部を改正する条例

阿賀野市印鑑条例（平成16年阿賀野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。）を使用し、暗証番号を入力することにより」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を使用し」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月20日から施行する。